

第 1 回 東御市青少年健全育成審議会会議次第

日 時 令和 2 年 11 月 18 日（水）午後 7 時～
場 所 中央公民館 3 階講堂

1 開 会

（委員の委嘱）

2 あいさつ

3 自己紹介

4 青少年健全育成審議会について

5 会長・会長代理の選出

6 協議事項

（1）東御市青少年健全育成計画の取組状況について

（2）第 3 次東御市青少年健全育成計画策定について

（3）今後の審議会について

（4）その他

7 閉 会

東御市青少年健全育成審議会第6期 委員名簿

任期(2年): 令和2年4月1日～令和4年3月31日 (敬称略 順不同)

	氏 名	職 名 等	備 考
1	荻原 慎一郎	市青少年補導委員会会長 上小少年警察ボランティア協会東御ブロック長	第5期審議会会長
2	横山 榮二	県青少年サポーター 市青少年育成市民会議常任理事	第5期審議会委員
3	檜原 みち代	主任児童委員	
4	芦田 高英	市子ども会育成連絡協議会副会長 田中地区地域づくりの会青少年育成部会長	
5	小林 経明	市スポーツ協会副会長 ネットリテラシー推進協議会会長	
6	上原 真美	社会教育委員 とうみセーフティネットの会(地域部会)会員	第5期審議会委員
7	荻原 美和子	とうみセーフティネットの会(地域部会)会員 元小学校 PTA 会長	第5期審議会委員
8	堀川 慎太郎	田中小学校PTA副会長	
9	平田 徹	北御牧中学校PTA副会長	
10	田中 陽次	生徒指導主事(東部中学校)	
11	中澤 健祥	生徒指導主事(東御清翔高等学校)	

審議会顧問(アドバイザー)

	氏 名	職 名 等	備 考
1	小山 隆文	教育長	

審議会庶務

	氏 名	職 名 等	備 考
1	小林 哲三	教育課教育次長	青少年センター所長
2	柳沢 秀夫	教育課教育課長	
3	増田 賢一郎	教育課青少年教育係長	
4	上野 麻紀	教育課青少年教育係主任	
5	小菅 毅	教育課青少年教育係青少年健全育成専門員	

東御市青少年健全育成審議会について

1. 目 的

平成 16 年 4 月に東御市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第 1 次東御市総合計画」が策定されました。その施策の大綱の中で、「未来を担う人を結ぶまち」が掲げられています。

その総合計画に基づく「有害図書 NO 宣言による青少年によりよい環境づくり」の推進、また、有害自動販売機の増加により社会環境整備が急務であることから、平成 17 年 1 月青少年環境浄化研究委員会、平成 18 年 12 月に青少年健全育成条例策定懇話会を設置し、調査研究を行い、青少年健全育成に関する基本理念や市・市民等の責務及び市の施策の基本を定め、青少年のための社会環境整備をするため、平成 19 年 6 月「東御市青少年健全育成条例」（以下「条例」）が制定されました。

この条例をもとに、青少年の健全な育成に関する計画を定め（条例第 8 条）、それを調査審議、及び推進するため、青少年の健全な育成に関し識見を有する者 15 人以上で組織される「東御市青少年健全育成審議会」が設置されています（条例第 26,27 条）。

2. 東御市青少年健全育成計画の推進について

東御市では、平成 20 年 3 月に「第 1 次東御市青少年健全育成計画」を策定しました。

現在は、社会状況の変化等を考慮して、内容の見直しを行ない、平成 30 年 4 月に「第 2 次青少年健全育成計画」を策定し、東御市の青少年健全育成のための施策の推進を行っています。

青少年健全育成審議会では、計画の策定及び変更や有害図書類・がん具類の指定または取り消しに関する事項等の調査審議を行います。また、策定された計画の実施状況を検証し、施策の推進について意見を述べることができます。

「第 2 次青少年健全育成計画」の期間が、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間のため、令和 4 年度中に「第 3 次青少年健全育成計画」の策定を行います。

(1) 青少年健全育成計画の取組状況について

1 第2次東御市青少年健全育成計画（2018年度（H30）から2022年度（R4）までの5年間）

平成19年6月に東御市青少年健全育成条例が策定され、条例第8条の規定により、平成30年4月に第2次東御市青少年健全育成計画を策定しました。本計画は、家庭・地域・学校・事業所・行政等、社会全体で青少年健全育成に取り組むこととしています。

2 基本目標と施策の展開

(1) 青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり

ア 青少年の自己形成支援

- (ア) 各地区子ども会（青少年）育成会及び青少年育成団体への補助
- (イ) 市子ども会育成連絡協議会による親子自然ふれあい学校・ジュニア野外体験学校への補助（教育委員会との共催）
- (ウ) 子どもフェスティバルの開催（子どもフェスティバル実行委員会主催）
- (エ) 家庭教育学級事業（PTAに委託）の実施
- (オ) 放課後遊び体験事業・みんなで笑って遊びの広場の実施

イ 青少年の社会参加促進及び支援

- (ア) 中学生、高校生、大学生ボランティアの育成（子どもフェスティバル、親子自然ふれあい学校・ジュニア野外キャンプの活動、放課後遊び体験事業等）
- (イ) 子ども会安全共済会の加入（育成活動時の事故に対応する全国子ども会連合会の保険）

(2) 青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域環境づくり

ア 青少年の判断能力の向上

- (ア) ネットリテラシー教育の一環とするスマホ・インターネット等の通信機器の危険から子どもたちを守るための講演会、学習会及び出前講座の開催
- (イ) 小中学校の児童生徒にネットリテラシー通信（広報紙）の配布

イ 青少年の安心・安全確保のための取組

- (ア) 市報とうみによる青少年健全育成に係る啓発周知
- (イ) エフエムとうみによる青少年健全育成に係る啓発周知
- (ウ) 青少年補導委員、少年警察ボランティア等による見守り活動の実施
- (エ) 青少年補導委員によるチェック活動の実施（店舗及び施設等の社会環境調査）
- (オ) 和児童館建設事業の推進、児童クラブの増設

(3) 青少年の健やかな成長を皆で支える社会環境づくり

ア 家庭・地域・学校の取組（連携）

- (ア) 青少年育成市民会議による研修会の開催
- (イ) 青少年健全育成協力店の加入促進
- (ウ) 青少年育成市民会議及び青少年補導委員等による街頭啓発活動、補導活動、パトロール活動の実施

3 青少年健全育成関係団体の活動内容

団体の概要	活動内容
青少年育成市民会議 顧問 市長 市議会議員 総務文教委員長 参与 学校長ほか 理事 89 名(34 団体) 代表者 塩川 壽友	・役員会 2 回開催(4/26、10/23) ・総会研修会の開催(6/5) 120 名参加 演題：「栄華から一転！薬物依存からの脱出」 講師：NHK9 代目歌のお兄さん 杉田あきひろ氏 ・強調月間街頭啓発活動（7 月、11 月）田中駅・滋野駅 啓発品の配布 計 1,500 個 ・県青少年健全育成県民大会（東御市）（11/2）25 名参加
子ども会育成連絡協議会 構成 地区協議会、単位 区育成会 代表者 塩川 壽友	・役員会 3 回開催(4/10、7/3、1/22) ・総会、研修会(5/15) 79 名 ・親子自然ふれ合い学校(7/14～15) （湯の丸観光研修センター、湯の丸高原ビジターセンター、湯の丸高原キャンプ場、スポーツ施設） 参加人数：申込 65 名（子ども 40 名・保護者 25 名）、育成会 12 名、清翔高校ボランティア 5 名、事務局 8 名、合計 90 名
青少年補導委員会 定数 38 名 （教育委員会委嘱） 代表者 荻原 慎一郎	・青少年補導委員会 5 回開催(4/9、5/24、6/26、10/9、1/23) ・県青少年補導活動推進大会（佐久市）（7/11）10 名参加 ・補導活動、チェック活動、啓発活動 通年実施 ・18 市補導委員会及び東信 4 市補導委員会との連携 ・強調月間街頭啓発活動（2 月） スーパーマーケットや街頭等での啓発品の配布
ネットリテラシー教育推進協議会 定数 7 名 （教育委員会委嘱） 代表者 小林 経明	・ネットリテラシー教育推進協議会開催 ・ネットリテラシー講演会開催 ・とうみセーフティネットの会 PTA 部会、学校部会、地域部会 ・出前講座、研修会開催
子どもフェスティバル実行委員会 構成 33 団体 代表者 関 清英	・子どもフェスティバルの開催(5/11) 来場者約 8,500 人 会場：中央公園一帯 各種イベント・体験コーナー実施

4 青少年ネットリテラシー教育の状況及び携帯電話所有率について

(1) 青少年ネットリテラシー教育の状況

別紙参照

(2) 携帯電話調査所有率について

%	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	県 (R1)	全国 (R1)
小 6	5.8	10.7	12.9	14.2	36.0	34.3	25.5	35.4	24.0	34.0	50.5	43.5
中 2	19.6	13.3	11.6	10.7	22.4	32.2	44.4	41.3	22.7	57.5	58.6	69.0

注）東御市は自分専用のスマホ・携帯・キッズ用所有率（小 6・中 2）。

令和元年度「インターネットについてのアンケート」調査結果についてより引用。（小学生 4～6 年生、中学生全体）
 全国は内閣府 令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査より引用。（小学生 4～6 年生、中学生全体）

平成 31 年度実績

テーマ：「正しく使おうインターネット」～クラスのルールを守ろう～

1 主な 事業	メイン事業	①児童生徒自身によるルールづくり ②とうみセーフティネットの会の連携強化 ③保護者（特に若年層）向けの講座の充実 ④小中学校でのネットリテラシー授業及び出前講座の実施	
2 会議	ネットリテラシー教育推進協議会	2 回開催	11/18、2/4
	とうみセーフティネットの会 (PTA 部会)	(各小中学校 PTA 役員等より選出) ・ 市民向け講演会の参加	10/17
	とうみセーフティネットの会 (地域部会)	・ 各種講演会等に参加（市講演会、県フォーラム）	7/8、10/17
	とうみセーフティネットの会 (学校部会)	1 回開催 ・ ネットリテラシー授業及びクラスのルール作成の推進 ・ インターネット利用に関するアンケート調査の回収・検証 ・ 市民向け講演会の参加	7/12 10/17
3 調査	小 6・中 2 対象 インターネット利用に関するアンケートの実施		9 月
4 学習会 講演会	市民向け	『ネット社会に生きる子どもたちと大人の役割』 みやばやしこどもクリニック院長 宮林麻里氏 10/17 25 名	
	市内中学生向け	『電子メディアとのつきあい方～依存症にならないために～』子どもとメディア 公認インストラクター 前原理津子氏	北御牧中学校 1～3 年生 全校 1/17 126 名
		東部中学校校 3 年生スクールサポーター 志摩正巳氏、東御清翔高校生	東 部 中 学 校 1 年 生 1/17 247 名
			東 部 中 学 校 3 年 生 10/4 255 名
	教職員向け	東部中学校 11/16、滋野小 11/20、和小 11/27 135 名	
5 啓発	ネットリテラシー通信	小中全家庭に配布 12 月、(3 月コロナウィスの関係で配布無し)	
	市報とうみに掲載	一般向けに 2 回掲載 11 月、2 月	
	FM とうみの放送	依頼無し	
	チラシ配布	小児科医会発行「スマホに子守をさせないで」等、4 ヶ月健診受 診者及び子育て支援センターにて設置 継続中	
	啓発冊子の配布	母子手帳交付時及びもぐもぐ離乳食教室時に地域部会作成の妊 婦向け啓発冊子の配布	
6 出 前 講座	小 6 親子出前講座	5 小学校（学年ごと）	462 名
	小 2・4 年向け出前講座	5 小学校（学年ごと）	564 名
	中学生向け出前講座	東部中学校（2 年生）	208 名
	地域・団体向け	育成会総会時：北御牧育成会(4/12)、柵津育成会(4/17) 地域：桜井第 6 支区(4/21)、就学時健診：保護者・保育園児（滋野 小・柵津小・北御牧小 10/30、田中小・和小 10/31） 655 名	
	乳幼児向け	もぐもぐ離乳食教室（7 か月検診、月 1 回／保健センター） 104 名	
7 相談	ネットトラブル相談	1 件	

(2) 第3次東御市青少年健全育成計画策定について

①第2次東御市青少年健全育成計画策定の経過

第2次東御市青少年健全育成計画期間 2018年度(H30)～2022年度(R4)

H28.5 第1回青少年健全育成審議会(計画について)

H29.3 第2回青少年健全育成審議会(アンケート案作成)

H29.6 アンケート実施

H29.9 第3回青少年健全育成審議会(市長より諮問)

H29.11 第4回青少年健全育成審議会(原案・パブリックコメントについて)

H29.12 パブリックコメントの実施

H30.1 青少年健全育成推進委員会(庁内事業確認)

H30.1 第5回青少年健全育成審議会(計画(案)について)

H30.2 答申書提出

②第3次東御市青少年健全育成計画策定の計画案

第3次東御市青少年健全育成計画期間 2023年度(R5)～2027年度(R9)

R3 アンケート案作成・実施

R4 計画策定(諮問・骨子案作成・パブリックコメント実施・最終案作成・答申)

③アンケートについて

前回実施

・青少年健全育成に関するアンケート

実施時期：平成29年6月

実施対象：市内小学6年生、中学2年生及び保護者、小中学校PTA役員、
市内高校2年生及び相当年齢者、青少年育成市民会議役員等

調査方式：記入式

今回実施案

・インターネットに関するアンケート

実施時期：令和3年7月予定

実施対象：市内小学6年生、中学2年生及び保護者

調査方式：マークシート方式

・青少年健全育成に関するアンケート

実施時期：令和4年1月予定

実施対象：市内小学6年生、中学2年生及び保護者、小中学校PTA役員、
市内高校2年生及び相当年齢者、青少年育成市民会議役員等

＊小中学生及び保護者にはインターネットに関する項目はなし。

調査方式：記入式

○東御市青少年健全育成条例

平成 19 年 6 月 22 日
条例第 21 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 青少年の健全な育成に関する施策（第 8 条—第 11 条）

第 3 章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備（第 12 条—第 25 条）

第 4 章 東御市青少年健全育成審議会（第 26 条・第 27 条）

第 5 章 雑則（第 28 条・第 29 条）

第 6 章 罰則（第 30 条—第 32 条）

附則

前文

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにし、市の施策の基本を定めてこれを総合的かつ計画的に推進するとともに、青少年の健全な育成のための社会環境を整備することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（解釈及び適用）

第 2 条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人の自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

（基本理念）

第3条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻によって成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びにビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、録音テープその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) がん具類 がん具、器具その他これに類するものをいう。
- (5) 自動販売機等 物品を販売し、又は貸し出すための機器で、物品の販売又は貸出しに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売し、又は貸し出すことができるものをいう。
- (6) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体（次章において「青少年育成団体」という。）その他の関係者と密接に連携してこれを実施するものとする。

(市民等の責務)

第6条 すべての市民は、互いに協力し、青少年の健全な育成を支援する地域環境をつくるとともに、常に青少年の健全な育成に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督し、保護し及び教育するよう努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的な役割を担うことを自覚し、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進め、愛情と理解をもって青少年の健全な育成に努めなければならない。

4 地域社会を構成する住民（以下「地域住民」という。）は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命及び役割を自覚させるよう努めなければならない。

5 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

（青少年健全育成計画）

第8条 市長は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画（以下「青少年健全育成計画」という。）を定めるものとする。

2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）青少年及び青少年の団体が行う健全な活動に関する事項
- （2）青少年の健全な育成のために市民及び青少年育成団体が行う活動に関する事項
- （3）青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の非行の防止に関する事項
- （4）前3号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 市長は、青少年健全育成計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第9条 市は、市民及び青少年育成団体その他の関係者と密接に連携し、青少年の健全な育成に関する施策を強力に推進していくため、必要な体制を整備するものとする。

（表彰）

第10条 市長は、次に掲げるものを表彰することができる。

- （1）青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの
- （2）青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範になると認められるもの

（青少年の日）

第11条 青少年の健全な育成を推進するため、7月1日、11月1日及び翌年2月1日を青少年の日とする。

2 青少年の日には、市民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年の健全な育成のための活動に努めるものとする。

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第12条 何人も、図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 市長は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

3 市長は、前項の指定をしたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

4 次に掲げる図書類は、第2項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 図書又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で規則で定めるもの（次号において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が20ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
- (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

5 図書類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定された図書類（前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。）を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。

6 第1項及び前項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所（以下「青少年立入禁止場所」という。）において、図書類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

7 市長は、有害図書類の内容が指定の理由に該当しなくなつたと認めるとき又は第26条第2項ただし書の規定により有害図書類として指定をした場合において、同条第1項の規定

により設置される東御市青少年健全育成審議会がこれと異なる意見を具申したときは、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。

(有害がん具類の指定及び販売等の制限)

第13条 何人も、がん具類でその形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触れさせないようにしなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(2) 人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 市長は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。この場合において、前条第3項及び第7項の規定を準用する。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

3 次に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具類とみなす。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

4 がん具類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定されたがん具類（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。）を陳列するときは、当該有害がん具類を他のがん具類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受けを禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。

5 第1項及び前項の規定は、青少年立入禁止場所において、がん具類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

(自動販売機等の設置等の自主規制)

第14条 何人も、図書類又はがん具類の自動販売機等を設置し、及び自動販売機等の設置に敷地を提供する場合は、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(協働による良好な地域環境の整備等)

第15条 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書がん具等自動販売業者」という。）は、市及び地域住民等と協働して良好な地域環境を

整備するよう努めるとともに、自ら設置する自動販売機等について、地域住民から苦情、問合せ等があったときは、誠意をもって、これ进行处理するよう努めなければならない。

（自動販売機等の設置の届出等）

第 16 条 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類（専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条、附則第 2 項及び附則第 3 項において同じ。）の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の 20 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が第 12 条第 5 項に規定する有害図書類又は第 13 条第 4 項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から 10 日以内に、その旨を市長に届出しなければならない。

4 第 1 項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

5 市長は、第 1 項の規定による届出又は第 3 項の規定による変更の届出があったときは、前項の規定により自動販売機等に表示する事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成し、一般の閲覧に供するものとし、

第3項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

（自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限）

第17条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第12条第1項に規定する図書類又は第13条第1項に規定するがん具類（次項において「有害性のある図書がん具等」という。）を収納してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項に規定する区域において、有害性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

（自動販売機等への有害図書類又は有害がん具類の収納の禁止等）

第18条 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納してはならない。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が第12条第2項又は第13条第2項の規定により青少年に有害な図書類又はがん具類として指定されたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を除去しなければならない。

（有害図書類又は有害がん具類の除去）

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができる。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に、当該有害図書類又は有害がん具類を除去しなければならない。

（自動販売機等の撤去）

第20条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が、当該命令の期限の日の翌日から起算して6月以内に第18条第1項又は第2項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したとき

は、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、第1項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第21条 第14条から前条までの規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(インターネット利用環境の整備)

第22条 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報(第12条第2項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。)を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。

- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(有害広告物の制限)

第23条 何人も、広告物でその内容が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認められるものを掲出し、又は表示しないようにしなければならない。

- 2 市長は、広告物の内容の全部又は一部が第12条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその形態若しくは内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

3 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

(みだらな性行為等の禁止)

第24条 何人も、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、前条に規定する行為が青少年に対してなされ、又は青少年が当該行為を行うことを知って、その場所を提供し、又は周旋してはならない。

第4章 東御市青少年健全育成審議会

(設置等)

第26条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項その他青少年の健全な育成に関する事項について調査審議し、及び推進するため、東御市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 第8条の規定による青少年健全育成計画の策定及び変更

(2) 第10条の規定による表彰者の決定

(3) 第12条第2項の規定による有害図書類の指定又は同条第7項の規定による有害図書類の指定の取消し

(4) 第13条第2項の規定による有害がん具類の指定又は指定の取消し

2 市長は、前項各号に規定する策定若しくは変更、決定又は指定若しくは指定の取消し（次項において「指定等」という。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の規定により第1項各号に規定する指定等をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

4 審議会は、第1項各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織し、青少年の健全な育成に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 審議会に、前条第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

第5章 雑則

(立入調査等)

第 28 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、営業を行っている時間内に、図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを営む者の営業の場所又は図書類若しくはがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 20 条第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 18 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 19 条第 2 項の規定に違反した者

(3) 第 23 条第 2 項の規定による措置命令に従わなかった者

(4) 第 25 条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 28 条第 1 項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

4 第 16 条第 4 項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、5 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第 32 条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章、第 5 章（第 28 条の規定に限る。以下同じ。）及び第 6 章の規定は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 章、第 5 章及び第 6 章の規定の施行の際現に自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、第 16 条第 1 項に規定する販売又は貸付けを営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 20 日前」とあるのは、「平成 19 年 10 月 31 日」とする。
- 3 第 3 章、第 5 章及び第 6 章の規定の施行の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者に対する第 16 条第 1 項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 20 日前」とあるのは「平成 19 年 10 月 20 日」とする。

(東御市青少年問題協議会条例の廃止)

- 4 東御市青少年問題協議会条例（平成 16 年東御市条例第 77 号）は、廃止する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 5 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成 16 年東御市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○東御市青少年健全育成条例施行規則

平成 19 年 6 月 29 日

規則第 21 号

改正 平成 26 年 2 月 7 日規則第 3 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 12 号

平成 29 年 8 月 21 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東御市青少年健全育成条例（平成 19 年東御市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、東御市公告式条例（平成 16 年東御市条例第 3 号）第 2 条第 2 項の掲示場に掲示して行うものとする。

(有害図書類とみなされる図書類の内容)

第 3 条 条例第 12 条第 4 項第 1 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

- ア 女性が大たい部を開いた姿態
- イ 女性が陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 自慰の姿態
- エ 男女間、同性間の愛ぶの姿態
- オ 女性の排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- ア 男女間、同性間の性交又は性交を連想させる行為
- イ 強制性交等その他の陵辱行為
- ウ 変態性欲に基づく性行為

(有害がん具類とみなされるがん具類の形状等)

第 4 条 条例第 13 条第 3 項第 1 号の規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨脹させ、人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置の届出等)

第5条 条例第16条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(様式第1号)によるものとし、当該届出には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、その法人の登記事項証明書)
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し及び身分証明書
- (5) 自動販売機等管理者が第3項第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

2 前項第3号に規定する書類は、自動販売機等の設置場所提供に関する承諾書(様式第2号)に、同項第5号に規定する書類は、自動販売機等の管理に関する承諾書(様式第3号)によるものとする。

3 条例第16条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

4 条例第16条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更(廃止)届出書(様式第4号)によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者(以下「自動販売機等取扱業者」という。)の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更 第1項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更 第1項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類
- (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 第1項第4号及び第5号に掲げる書類

5 条例第16条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証(様式第5号)によるものとする。

6 条例第16条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出の受理番号

- (2) 自動販売機等で販売し、又は貸し付ける物品の種類
- (3) 販売又は貸付けの別
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

7 条例第 16 条第 5 項の自動販売機等登録簿は、様式第 6 号によるものとする。

（多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの）

第 6 条 条例第 17 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 82 条の 2 に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 学校教育法第 83 条第 1 項に規定する各種学校で 18 歳未満の者が入学できるもの
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所
- (4) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定に基づき重要文化財に指定され、又は有形文化財の登録をされた建造物
- (5) 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）の規定に基づき長野県宝又は長野県有形民俗文化財に指定された建造物
- (6) 東御市文化財保護条例（平成 16 年東御市条例第 90 号）の規定に基づき東御市指定有形文化財に指定された建造物及び東御市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年東御市条例第 91 号）の規定に基づく伝統的建造物群保存地区
- (7) 前 3 号に掲げるもののほか、文化財保護法、文化財保護条例又は東御市文化財保護条例の規定に基づき指定、登録等をされた文化財で、多数の青少年の利用に供される施設として、市長が指定するもの

（除去命令）

第 7 条 条例第 19 条第 1 項の規定による命令は、様式第 7 号によるものとする。

（撤去命令）

第 8 条 条例第 20 条第 1 項の規定による命令は、様式第 8 号によるものとする。

（審議会の会長等）

第 9 条 条例第 26 条に規定する東御市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 10 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、東御市教育委員会教育課において処理する。

(立入調査員の指定)

第 12 条 条例第 28 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 9 号）によるものとする。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 8 条まで及び第 12 条の規定は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 7 日規則第 3 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 12 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに関する手続きであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 8 月 21 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。